

宮崎大学農学部教員懇談会規程

〔平成16年4月1日
制 定〕

改正 平成17年1月18日 平成19年2月20日

（設置）

第1条 宮崎大学農学部に、宮崎大学農学部教員懇談会（以下「教員懇談会」という。）を置く。

（任務）

第2条 教員懇談会は、学部の教育研究及び管理運営に関する必要な事項について懇談する。

（組織及び世話人）

第3条 教員懇談会は、学部の全教員をもつて組織し、教授、准教授又は講師及び助教又は助手から世話人各1人を選出する。

（世話人の任期）

第4条 世話人の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 世話人に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第5条 教員懇談会の開催は、学部長と世話人が懇談して決めるものとする。

（招集）

第6条 教員懇談会は、学部長が招集する。

（事務）

第7条 教員懇談会の事務は、学部事務部において処理する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年1月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。